

令和4年横瀬町農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月25日(火) 午前10時から11時 8分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(12人)

会長 5番 富田哲夫

会長職務代理者 2番 浅見明仕

農業委員 1番 武藤量司

3番 八木原智宏

4番 若林想一郎

6番 小泉茂樹

7番 町田幸広

8番 村越聡

9番 平沼邦夫

10番 千島孝夫

農地利用最適化推進委員 第1 平沼良一

第2 関口孝夫

4. 欠席委員(1人)

第3 石黒夢積

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件

第4 議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 町田勝一

書記 小俣敏孝

長嶋昭浩

7. 会議の概要

議長 皆さん、おはようございます。

一気に寒くなってまいりましたが、本日はお忙しい中、お集まりいただき、ありがとうございます。本日は、委員全員の方へ出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第8回の農業委員会を開会いたします。

なお、石黒委員から欠席の旨の報告がありましたので、ご報告を申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

10番、千島孝夫委員、1番、武藤量司委員のご両名をお願いいたします。

続きまして、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

ここで、会議規則第11条の規定によりまして、4番、若林委員のご退席をお願い申し上げます。

〔4番 若林想一郎委員退席〕

議長 それでは、議案第15号について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第15号について説明いたします。

議案第15号の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに田で、計画面積は485平方メートルです。譲受人、

譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は所有権の移転となっております。

3 ページ目を御覧ください。案内図 1 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、寺坂棚田内で、寺坂浄水場の南約150メートルのところが申請地になります。この農地につきまして、譲渡人が高齢となり、農地の管理が困難になってきたとのことで相談をしたところ、今回譲っていただけることとなったため、譲受人が所有する隣接農地と併せて規模拡大をし、今後も農地として適切に管理をしていきたいとの申請であります。

審議内容の要点の説明をいたします。農地法第3条第2項第1号「全部効率的利用要件」といたしまして、全ての農地について耕作が認められるか。耕作目的で農地を取得した後、違反転用などの行為がないか。農業従事者や農機具の所有状況はどうか。これまでの営農実績などから、全ての農地を耕作できる農業経営能力を有しているかを判断していただきます。

続いて、農地法第3条第2項第4号「常時従事要件」といたしまして、取得者及び世帯員の年間農業従事日数ですが、一般的には150日以上あるかどうかです。

続いて、農地法第3条第2項第5号「下限面積要件」につきましては、取得後の農地が30アール以上であることです。

最後に、農地法第3条第2項第7号「地域調和要件」といたしまして、周辺地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかです。事務局といたしましては、許可基準全てを満たしていると判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼良一委員、お願い申し上げます。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

10月23日午後1時15分頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は苅米寺坂棚田であります。申請は、棚田の中央にある水田として利用されている農地で、譲受人が所有する農地と隣接しております。この農地について、今後、自己で所有する農地と併せて水田として利用し

ていきたいとのことで、申請書も確認しましたが、要件を満たしている
と判断されますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の10番、千島委員、お願い申し上げます。

千島委員 上程されました議案第15号についての所見を申し上げます。

10月23日13時15分頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。申請地に
つきましては、寺坂棚田の中央にありますことから、今後も水田として管
理していただけるのであれば寺坂棚田の田園風景も守られますので、問題
はないと思われま。また、事務局の説明のとおり、全ての要件を満たし
ておりますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

質疑のある方はどうぞ。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第15号につきましては、許可すること
に賛成の方は挙手をもってお願いいたします。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件に
つきましては、許可することに決定をいたしました。

それでは、若林委員の入室をお願いします。

〔4番 若林想一郎委員入室〕

議 長 4番、若林委員にご報告を申し上げます。

ただいま審議いたしましたところ、議案第15号につきましては、全員賛
成により許可することにいたしました。

続きまして、日程第4、議案第16号 農地法第5条の規定による許可申
請に関する件を議題といたします。

まずは、議案第16号番号1につきまして、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第16号番号1について説明いたします。

議案第16号番号1の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆で
す。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は308平方メートルです。議

受人、譲渡人ともに町内在住の方で、譲受人は譲渡人の孫の夫であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は使用貸借権の設定、30年となっております。

5 ページ目を御覧ください。案内図 2 で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西17区、横瀬中学校の北東、約100メートルのところが申請地になります。この農地について、使用貸借権の設定を行い、自己用住宅として転用したいとの申請でございます。

農地区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等があることから、第3種農地と判断されます。

なお、この農地は、令和3年10月の農政総合推進協議会において審議され、令和4年2月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願い申し上げます。

関口推進委員 おはようございます。農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第16号番号1、農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

10月18日午前9時頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬中学校の北東になります。先ほど事務局から説明したとおりです。今回の申請地を譲受人のお孫さんが借り受け、自己用住宅を建築するとの申請であります。申請地の東側は、横瀬川に向かって崖地になっておりますが、安全を考慮しまして、相当距離を離しての計画となっておりますし、北側には農地がありますが、地主の同意も得ておりますので、特に問題ないと考えられます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、7番、町田委員、お願い申し上げます。

町田委員 補助委員の町田です。上程されました議案第16号番号1について所見を申し上げます。

9月15日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地の

周辺には既に住宅が建っており、北側には畑がありますが、地主からの同意も得ておりますので、特に問題ないと思われまます。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了します。
続きまして、質疑に移ります。
質疑のある方は挙手をもってお願いします。
〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第16号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。
〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第16号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。
続きまして、議案第16号番号2について、事務局から説明をお願い申し上げます。

事務局 議案第16号番号2について説明いたします。
議案第16号番号2の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目は畑、現況地目は雑種地で、計画面積は630平方メートルです。
譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は自己用住宅で、権利の種類は所有権の移転となっております。
6ページ目を御覧ください。案内図3で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、宇根8区上宇根センターの北西、約200メートルのところ申請地になります。
この農地について所有権の移転を行い、自己用住宅として転用したいとの申請でございます。なお、計画面積が500平方メートルを超えておりますが、申請地の西側は山林となっているため、土砂災害や雨水対策等の安全を考慮し、山側から離れた利用計画となっております。
農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっ

ていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の関口推進委員、お願いいたします。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第16号番号2農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

10月19日午前9時頃、補助委員の八木原農業委員と現地確認を行いました。現地は、宇根の八阪神社から芝桜の丘に向かう途中にあります。申請地は、先ほど事務局の説明があったとおり、500平方メートルを超えておりますが、西側が山林に面していることから、土砂災害等を考慮して、施設の東側に建物を建てる計画となっていること、また敷地が傾斜していることから、進入路が必要であること等を考慮すればやむを得ないと判断されます。また、周辺には農地がありますが、特に影響はないと思われまので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 続いて、補助委員の説明に移ります。

補助委員の3番、八木原委員、お願い申し上げます。

八木原委員 補助委員の八木原です。上程されました議案第16号番号2について所見を申し上げます。

10月19日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地の西側は山林となっていることから、事務局の説明にもありましたとおり、安全を考慮しての計画となっておりますので、500平方メートルを超えることはやむを得ないと思われま。また、周辺に農地は存在しますが、個人で住宅を建てるということであれば特に問題ないと思われまので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時23分

議長 審議を再開いたします。

質疑に移ります。

質疑のある方は挙手をもってお願い申し上げます。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第16号番号2につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第16号番号2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第16号番号3について、事務局から説明を求めます。

事務局 議案第16号番号3について説明いたします。

議案第16号番号3の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は174平方メートルです。

譲受人、譲渡人ともに町内在住の方であります。申請理由は駐車場で、権利の種類は所有権の移転となっております。

7ページ目を御覧ください。案内図4で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の下方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、中郷6区町民会館の北東、約180メートルのところが申請地になります。

自宅に隣接するこの農地について、仕事で使用している大型自動車を駐車したいため、所有権の移転を行い、駐車場として転用したいとの申請でございます。

農地の区分は、隣接する道路に上水道と下水道が埋設されており、500メートル以内に2つ以上の教育施設、公共施設等があることから、第3種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員、関口推進委員、お願い申し上げます。

関口推進委員 農地利用最適化推進委員の関口です。上程されました議案第16号番号3 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

10月20日午前9時頃、補助委員の平沼農業委員と現地確認を行いました。

場所は、横瀬川のウォーターパークの南側になります。申請地は、譲受人の住宅に隣接する土地で、この土地に仕事で使用するトラックを駐車したいとの申請であります。駐車であれば特段問題なく、周辺に及ぼす影響もないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の9番、平沼委員にお願い申し上げます。

平沼委員 補助委員の平沼です。上程されました議案第16号番号3について所見を申し上げます。

10月20日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。申請地は、事務局の説明にもありましたとおり、仕事で使用している大型自動車を駐車したいとの申請でありまして、南側には農地も存在しておりますが、駐車で利用するということであれば特に問題はないと思われまます。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めまます。

お諮りいたします。上程中の議案第16号番号3につきましましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第16号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第16号番号4につきましまして、事務局の説明を求めまます。

事務局 議案第16号番号4について説明いたします。

議案第16号番号4の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります2筆です。台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は2,006平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、東京都日野市の法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は工場用地で、権利の種類は所有権の移転となっております。

8ページ目を御覧ください。案内図5で場所について説明いたします。

申請地の場所は、この地図の中ほどにあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、川西17区横瀬大橋の北、約70メートルのところが申請地になります。

この農地につきまして、所有権の移転を行い、どくだみ茶や食酢等の加工、製造を行う工場を建設し、地域の雇用促進や活性化にも寄与したいとの申請であります。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、この農地は、令和4年4月の農政総合推進協議会において審議され、令和4年8月に農用地区域から除外されております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 続きまして、推進委員さんの説明をお願い申し上げます。

関口推進委員 推進委員の関口です。上程されました議案書第16号番号4 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

10月18日午前9時半頃、補助委員の町田農業委員と現地確認を行いました。場所は、横瀬大橋の下の北側になります。ただいま事務局から説明がありましたとおり、申請地にどくだみ等を利用した加工工場及びビニールハウスを建設したいとのことでもあります。申請書並びに添付資料も確認いたしました。地元の方を積極的に雇用していただけるようですので、地域の活性化という観点からも、転用はやむを得ないのではないかと思います。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の7番、町田委員、お願いします。

町田委員 補助委員、町田です。上程されました議案第16号番号4について所見を申し上げます。

10月18日午前9時頃、関口推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明もありましたとおり、どくだみを利用したお茶や食酢の加工工場を建設したいとのございます。工場ができるということで、雇用も生まれますし、今後の町の発展につながると思いますので、転用はやむを得ないと考えます。皆様のご審議のほどよろしくお願いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして担当委員の所見を終了します。

続きまして、質疑に移ります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時33分

再 開 午前10時39分

議 長 それでは、質疑に戻りたいと思います。質疑のある方は、挙手をもってお願いします。

〔「なし」〕

議 長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第16号番号4につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議 長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第16号番号4 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第16号番号5につきまして、事務局からの説明を求めます。

事 務 局 議案第16号番号5について説明いたします。

議案第16号番号5の農地の地番は、議案書の地番の欄にあります1筆です。台帳地目は田、現況地目は畑で、計画面積は359平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、秩父市黒谷の方で、譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は資材置場で、権利の種類は所有権の移転となっております。

9ページ目を御覧ください。案内図6で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の上方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、寺坂浄水場の東、約250メートルのところ申請地になります。

この農地について、所有権の移転を行い、譲受人が営んでいる鉄工所の資材置場として利用したいとの申請であります。

なお、隣接する土地は、既に譲受人が所有している資材置場となっております。

農地の区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象とな

っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。
続きまして、担当委員の説明に移ります。
担当委員、平沼推進、お願い申し上げます。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第16号番号5農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

10月23日午後1時頃、補助委員の千島農業委員と現地確認を行いました。場所は、寺坂棚田から上流に進んだ丸山林道線沿いになります。申請地は、譲受人が既に使用している資材置場に隣接しており、この土地に自己が営んでいる鉄工所の資材置場として利用したいとのことであります。

なお、周辺に農地の存在するものの、資材置場であれば特に影響はないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。
補助委員の10番、千島委員、お願い申し上げます。

千島委員 上程されました議案第16号番号5について所見を申し上げます。

10月23日13時頃、平沼推進委員と現地確認を行いました。申請地の東側は、譲受人が既に資材置場として利用している土地で、周辺に土地は存在しますが、隣接地と同様、資材置場に利用するというのであれば特に問題はないと思われまますので、皆様のご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。
以上で担当委員の所見を終了します。
続きまして、質疑に移ります。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。上程中の議案第16号番号5につきまして、許可相当とすることに賛成の方は挙手をもってお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。
よって、議案第16号番号5 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

事務局長 続きまして、議案第16号番号6について、事務局からの説明を求めます。
議案第16号番号6について説明いたします。

議案第16号番号6の農地の地番は、議案書の地番にあります4筆です。
台帳地目、現況地目ともに畑で、計画面積は1,254平方メートルです。

譲受人は、議案書にございますとおり、神奈川県横浜市の法人で、譲渡人は、議案書にございますとおり、町内在住の方であります。申請理由は太陽光発電設備設置で、権利の種類は地上権の設定となっております。

10ページ目を御覧ください。案内図7で場所について説明いたします。申請地の場所は、この地図の下方にあります赤色で示した場所になります。具体的な場所ですが、根小屋3区生川交差点の南西、約100メートルのところが申請地になります。

申請地は、長い間耕作放棄地になっていたことから、今後有効に活用していきたいとのことで、地上権設定を行い、太陽光発電設備を設置したいとの申請であります。

なお、発電出力が50キロワット以下であるため、町の太陽光発電施設の設置に関する要綱には該当しない申請となっております。

農地区分は、申請地が中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 事務局の説明を終了します。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願い申し上げます。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。上程されました議案第16号番号6農地法第5条の規定による許可の申請について所見を申し上げます。

10月20日午前11時頃、補助委員の小泉農業委員と現地確認を行いました。場所は、根小屋3区生川の交差点から約100メートル武甲山方面に進み、右に入ったところになります。申請地は、長年にわたり耕作放棄地となっていました。今後、この土地が有効に活用させていただけるのであれば、転用はやむを得ないと思われ。なお、周辺には農地が存在しますが、隣接地主からの同意書も添付してありますので、特に問題はないと思われ。皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員、6番、小泉委員、お願い申し上げます。

小泉委員 補助委員の小泉です。上程されました議案第16号番号6について所見を申し上げます。

10月20日午前11時頃、平山推進委員と現地確認を行いました。太陽光発電設備の設置ということでありますけれども、譲渡人が長年長期休業しており、長い間耕作放棄されていた土地ですので、今後有効的に活用されていくのであれば転用はやむを得ないと考えます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。

以上で補助委員の説明を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時49分

再 開 午前11時 5分

議長 それでは、会議を再開いたします。

質疑に移ります。

質疑のある方は挙手でどうぞ。

〔なし〕

議長 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。上程中の議案第16号番号6につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願い申し上げます。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成です。

よって、議案第16号番号6 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付しまして県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録の字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

〔異議なし〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日、委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会といたします。お疲れさまでございました。

(午前11時 8分)